

20210927-3\_【感染症情報】日本における新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（フィリピン等からの入国・帰国時の隔離期間延長）

【本文】

1 9月27日、日本における新たな水際対策措置が決定され、フィリピンからの全ての入国者及び帰国者（日本国籍者を含む）については、これまで、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年9月30日午前0時からは検疫所長の指定する場所で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

2 日本への御帰国・御入国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

【関連情報】

・新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C127.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C127.html)

・水際対策強化に係る新たな措置（17）：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100238774.pdf>

・水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年9月27日時点）：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100238771.pdf>

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park,  
Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)